

# 琵琶湖大橋有料道路における障害者割引制度の見直しについて

滋賀県道路公社

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者の方の自立と社会経済的活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

当社が管理する琵琶湖大橋有料道路でも、従前より事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、下記のとおり全国の有料道路と同じく知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。

なお、本割引を受ける場合には、自動車の事前登録の有無に関わらず、事前に市町の福祉担当課やオンラインで申請することが必要です。

## 記

### 1. 改正点

#### (1) 趣旨

従前は、事前登録された自動車1台のみが本割引の対象でしたが、利用開始日以降は事前登録されていない自動車であっても本割引の対象となります(一人一台要件の緩和)。

※他の割引要件は変更ありません。

#### (2) 新たに対象となる自動車

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車  
介護・福祉・一般タクシー(重度障害者のみ)、福祉有償運送車両(重度障害者のみ)

※業務利用等自動車(営業車等)は引き続き割引の対象外です。

※自動車を保有していない方も本割引をご利用できます。

### 2. 事前登録されていない自動車での利用方法

本割引適用のためには、障害者の方が割引登録申請の上で、ETC車、非ETC車のいずれの場合も、料金所の一般レーンで障害者手帳等を係員に提示してください。

自ら運転(重度障害者の場合は同乗)していることや、割引対象となる自動車であることなどについて料金所係員の確認が必要ですので、ご協力をお願いします。

※事前登録されている自動車は、現行の方法で引き続きご利用できます。

### 3. 利用開始日 令和5年3月27日(月)から

関連 HP (NEXCO 西日本) URL <https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/>

## 対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

### <制度概要>

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

### 現行

#### 【対象となる障害者】

- 障害者ご本人が運転される場合
  - ・身体障害者手帳の交付を受けられている方
- 障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合
  - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方  
（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

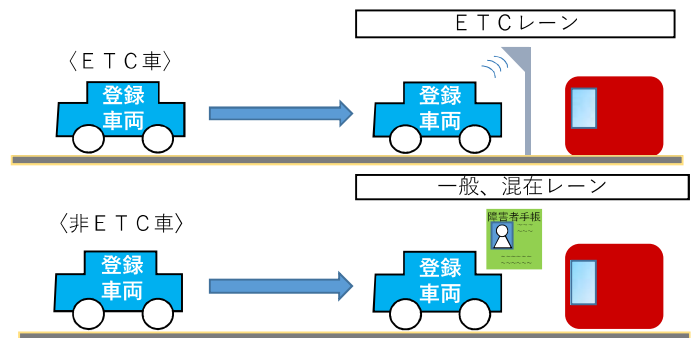
#### 【対象となる自動車】

- 事前登録された自動車（障害者1人につき1台）
- ※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

#### 【利用方法】

- 身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
  - ・E T C車の場合は、登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T Cレーンを無線走行（ノンストップ走行）手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
  - ・非E T C車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

事前登録された自動車1台のみ  
本割引の対象



### <今回の改正点>

事前登録されていない自動車でも以下の自動車対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

### 追加の内容

#### 【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
- ※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
- ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
- ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

#### 【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、E T C車、非E T C車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（E T C車でE T C専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行（事前登録されていない自動車は、E T C無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
- ※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、**事前登録されていない自動車であっても本割引の対象となります。**

